

放課後児童クラブを利用する保護者の方へ

利用料金の見直し・多子軽減制度の拡充について

平素より、放課後児童クラブの運営にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

広島市では、子育て世帯への支援を充実させるため、令和9年1月から、放課後児童クラブの利用料金について、①利用料金（月額）を一律 3,000 円に引き下げるとともに、②保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、放課後児童クラブの利用の有無にかかわらず、第2子の利用料金（月額）及び延長利用料金（年額）を半額に、第3子以降については無料とします。

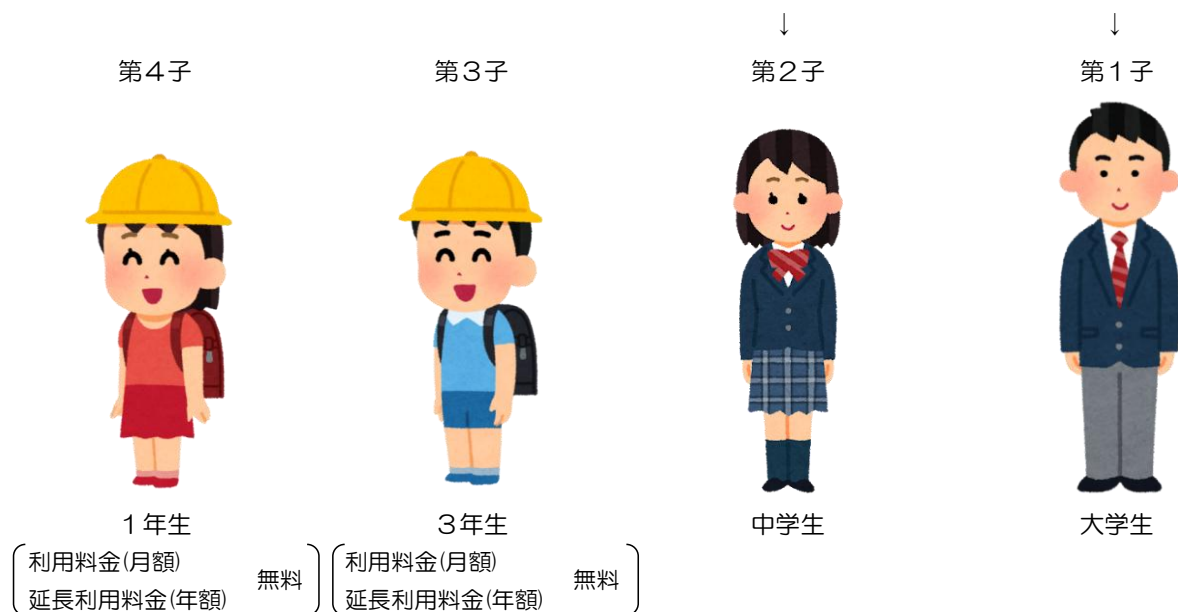
○利用料金について

料金	対象	現行	令和9年1月以降
利用料金 （月額）	就学援助受給世帯、生活保護受給世帯 市民税非課税世帯、里親世帯	無料	無料
	こども医療費補助受給世帯 ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 重度心身障害者医療費補助受給世帯	月額 3,000 円	月額 3,000 円 ※
	上記以外の世帯	月額 5,000 円	
長期休業中 の朝の延長 利用料金 （年額）	就学援助受給世帯、生活保護受給世帯 市民税非課税世帯、里親世帯	無料	無料
	上記以外の世帯	年額 2,400 円	年額 2,400 円 ※

※保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、放課後児童クラブの利用の有無にかかわらず、第2子の利用料金及び延長利用料金は半額、第3子以降については無料とします。

【多子軽減の対象例】

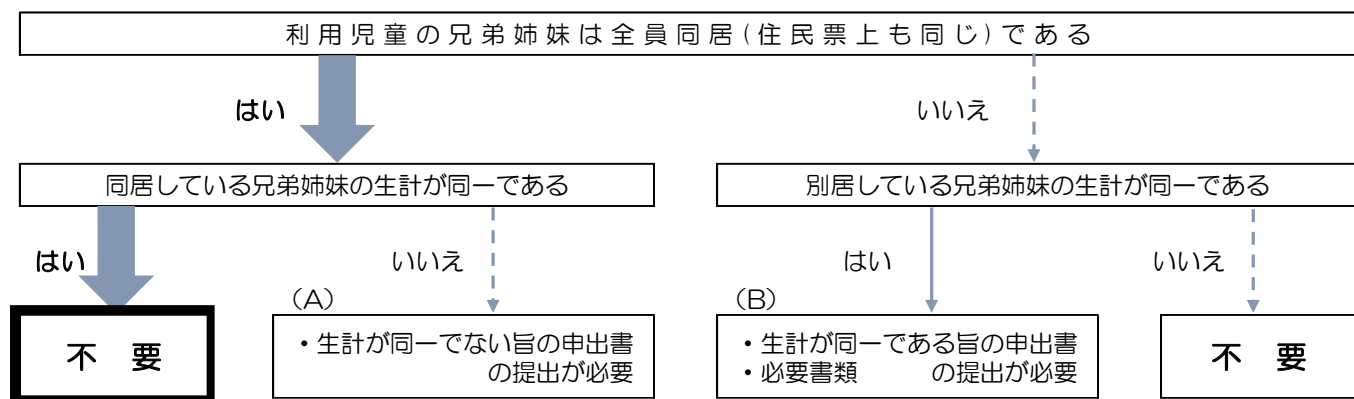
生計が同一であれば、年齢にかかわらず多子軽減のカウント対象



見直し後の利用料金の適用にあたり、生計が同一のお子さんが、住民票上も全員同居の場合は、本市により確認ができるため、手続きは不要です。

住民票上は同居であっても生計は別のお子さんがいる場合や、住民票上は別居であっても生計は同一のお子さんがある場合のみ、申出書等の提出が必要となります。

（裏面に続きます）



(A) 生計が同一でないお子さんが住民票上は同居になっている場合

⇒生計が同一でない旨の申出書の提出が必要です。（生計が同一でない方を多子軽減のカウント対象から除いて判定します。）

(B) 生計が同一のお子さんが別居（寮等にお住まい）の場合や、住民票上は別居であっても実態は同居している場合

⇒申出書と必要書類をご提出いただくことで、多子軽減措置の対象となる場合があります。

※実態と異なる申出（生計が同一でないことを申し出ないことも含む）が行われた場合、遡って料金が発生することがあります。

申出書等の提出が必要な場合は、別途ホームページをご確認いただき、

令和8年11月20日（金）までに以下の提出先にご提出ください。

（右の二次元バーコードからアクセスができます）



【よくあるご質問】

Q1 全てのこどもが住民票どおり同居していますが、手続きは必要ですか。

A1 同居していることに加えて、生計が同一であれば、手続きは不要です。

Q2 申出書や必要書類についての相談・提出先は、利用しているクラブですか。

A2 利用しているクラブではなく、下記の担当課に、お問い合わせ・ご提出ください。

Q3 延長利用を4月から申し込んでいますが、今回の見直しで納付済み金額の一部が還付されるのですか。

A3 4月～12月に延長利用の申込みをされた方の延長利用料金（年額）に変更はなく、還付は行いません。

【問合せ・書類提出先】

児童館がある学区の放課後児童クラブ

中区地域起こし推進課 TEL(082) 504-2670	安佐南区地域起こし推進課 TEL(082) 831-4926
東区地域起こし推進課 TEL(082) 568-7705	安佐北区地域起こし推進課 TEL(082) 819-3905
南区地域起こし推進課 TEL(082) 250-8935	安芸区地域起こし推進課 TEL(082) 821-4905
西区地域起こし推進課 TEL(082) 532-0927	佐伯区地域起こし推進課 TEL(082) 943-9705

児童館がない学区の放課後児童クラブ

こども未来局放課後対策課 TEL(082) 242-2014